

令和6年度 同和対策審議会

会 議 次 第

令和6年9月4日(水)

第一本庁舎6階 601会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事

(1)国等の同和対策の主な動向について

(2)川口市の同和対策事業の現状について

ア 同和対策関係予算について

イ 同和対策啓発事業について

(3)その他

DVD視聴「同和問題～未来に向けて～」

- 8 閉 会

同 和 対 策 審 議 会

会 議 資 料

日 時 令和6年9月4日（水）
 午後2時から
場 所 第一本庁舎6階 601会議室

川 口 市 同 和 対 策 審 議 会

(1) 国等の同和対策の主な動向

昭和35年 8月	同和対策審議会設置 同和問題を本格的に審議する機関として設けられた。
昭和40年 8月	同和対策審議会答申 昭和36年に内閣総理大臣から諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申があった。 その中で、同和問題の認識について、いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいじめるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であることから、問題解決のための諸施策の検討を行い、その実現をはかるべきである旨の答申をした。
昭和44年 7月	「同和対策事業特別措置法」公布・施行 同和対策答申の内容を具体的を実施するための法律として10年間の時限法として制定された。 しかし、多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長された。
昭和57年 4月	「地域改善対策特別措置法」施行 旧法による13年間の施策によって相当の成果が上がっているとしながらも、反省の上に立ち、新たな観点を加え、なお数年間事業を継続していく必要があるとして5年間の時限法として制定した。
昭和62年 4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 従前の特別法に基づく対策の成果と反省を踏まえ、特別対策の一般対策への移行を円滑に進めるため、財政上の特別措置を中心とした5年間の時限法として制定した。
平成 4年 3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行 この法は、従前の法が期限を迎えた時点で、生活実態・物的環境の改善等にかかわる事業が残っていることや心理的差別がいまだ十分に解消されていないことから、更に5年間継続すべく、一部を改正して制定した。
平成 5年 6月	「平成5年度同和地区実態把握等調査」実施 総務庁はこれまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な実態調査を実施した。

平成 7 年 1 2 月	「人権教育のための国連 1 0 年」推進本部の設置 平成 6 年 1 2 月の国連の決議（1 9 9 5 年から 2 0 0 4 年までの 1 0 年間を「人権教育のための国連 1 0 年」とする。）を受け、政府全体で人権教育の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を内閣に設置した。
平成 8 年 7 月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（政府大綱）」閣議決定 第 1 特定事業の一般対策への移行に関する法的措置等について 第 2 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について 第 3 今後の施策の適正な推進などについて公表した。
平成 9 年 3 月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行 従前の法の期限を迎え、特別対策は終了することを基本としつつ、完了が困難な 1 5 事業に限定して一般対策への円滑な移行のため、5 年間に限り経過措置を講じることとして制定した。
平成 9 年 3 月	「人権擁護施策推進法」施行 人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として制定した。
平成 9 年 7 月	「人権教育のための国連 1 0 年に関する国内行動計画」策定 政府は、あらゆる場を通じた人権教育の推進や同和問題、女性、こども等の重要課題への対応などを取りまとめた国内行動計画を公表した。
平成 1 1 年 7 月	「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を提出した。
平成 1 2 年 1 2 月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布・施行 法律第 1 4 7 号 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、議員立法により制定。
平成 1 3 年 5 月	「人権救済制度のあり方について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務大臣に対して答申を提出した。 この答申は、我が国における人権侵害の実情や救済にかかわる制度の状況を踏まえ、裁判外紛争処理の手法により、裁判前の解決を促すことによって、司法的救済を補完するとともに、被害者が司法的救済を得られるよう援助する機能をも果たすものとして、答申書を提出。
平成 1 3 年 1 2 月	「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」に対する意見募集実施 法務省・文部科学省では、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発推進法」第 7 条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）を策定し、その内容について意見募集を行なう。（募集期間 13. 12. 20～14. 1. 31）

平成 1 4 年 3 月	『人権擁護施策推進法』失効
平成 1 4 年 3 月	「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。
平成 1 4 年 3 月	<u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効</u> 最後の特別措置法である上記の法律が 3 月末日をもって失効したため、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了となる。
平成 2 8 年 1 2 月	<u>「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行 法律第 1 0 9 号</u> この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消の推進と、部落差別のない社会の実現を目的として、議員立法により制定した。
令和 4 年 7 月	<u>「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」公布・施行</u> 図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元調査、土地建物と上尾取引の対象から除外するための調査その他の行為による部落差別の禁止を規定した。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

令和4年7月8日公布・施行 埼玉県条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。第9条において「法」という。）

第2条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第2条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(2) 川口市の同和対策事業の現状について

ア 同和対策関係予算について

令和6年度同和対策関係予算前年度対比

説明	令和6年度 (千円)	令和5年度 (千円)	比較増減 (千円)	備 考
1 報酬	87	87	0	
同和対策審議会委員報酬	87	87	0	
7 報償金	388	388	0	
講師等報償金	388	388	0	
8 旅費	164	397	-219	
普通旅費	178	397	-219	
10 需用費	296	470	-174	
消耗品費	277	464	-187	
食糧費	6	6	0	
印刷製本費	13	0	13	
12 委託料	189	269	-80	
パンフレット等作成委託料	132	111	21	
会場設営委託料	0	97	-97	
看板等製作委託料	57	61	-4	
13 使用料及び賃借料	170	190	-20	
会場借上料	114	112	2	
有料道路等使用料	6	28	-22	
展示物借上料	50	50	0	
17 備品購入費	0	88	-88	
図書購入費	0	88	-88	
18 負担金・補助及び交付金	556	587	-31	
北足立郡市町同対協負担金	50	50	0	
同和対策事業助成金	260	260	0	
諸会議負担金	246	277	-31	
合 計	1,850	2,476	-626	
前年比(%)	-25.3	—		

イ 同和対策啓発事業について
(ア) 啓 発 資 料

◎ 市、県及び北足立郡市町同和対策推進協議会の啓発用品等の作成、及び貸出

(令和5年度実績)

啓 発 用 品 名	数 量	作 製 ・ 発 行	活 用 方 法
標語入りポスター（Ｂ３版）	1,300 枚	川口市（標語入り）	・ 市公共施設・広報掲示板に掲示
PR用ポスター	1,100 枚	川口市（人権を考える集い）	・ 市公共施設・広報掲示板に掲示
啓発品（ダイナモライト）	700 個	川口市（標語入り）	・ 人権考える集い等で配布
ポケットティッシュ（標語入）	18,000 個	川口市	・ 市公共施設窓口で配布 ・ 人権を考える集いで配布
視聴覚教材の購入 （DVDソフト）	1 本	川口市 「言葉があるから」	・ 各種研修会で使用
冊子「同和問題の解決をめざして」	300 部	埼玉県 （本編 無償分200、有償分100）	・ 各種研修会で使用
	300 部	リーフレット	
冊子「同和問題の理解のために」	800 部	川口市	・ 同和問題理解のための研修会 や講座等で使用。

◎ 生涯学習課、人権教育推進協議会の各啓発資料等の作成及び配布

(令和5年度実績)

啓 発 資 料 名	数 量	作 成 ・ 発 行	活 用 方 法
冊子 「みんなで学ぶ人権問題」	300 部	川口市教育委員会生涯学習課 （主な内容） ・ 人権が尊重される社会をめ ざして ・ 様々な人権問題基礎知識	・ 人権問題理解のための研修会 や講座等で使用。 ・ 各種研修会等に活用 ・ 社会教育施設閲覧資料

(イ) 人権を考える集い

(平成元・2年度、一中略一、28～令和5年度)

開催日時・会場	主催・講演	内 容	講 師	備考(挨拶・配布物)
第1回 平成元年11. 29(金) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市 (後援) 川口市教育委員会	○講演 「暮らしと人権」	朝日新聞編集委員 前地域改善対策 協議会委員 『高木 正幸』	市長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入シャープペンシル 標語入ティッシュペーパー 参加者 380人
第2回 平成2年11. 27(火) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市・川口市教育委員会 川口市人権教育推進協議会 川口市PTA連合会	○講演 「日本人の 人権意識」 ○映画 「にんげんの詩」	東京都立大学 名誉教授 前地域改善対策 協議会会長 『磯村 栄一』	社会福祉部長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入ミニコンポ 標語入ティッシュペーパー やさしさにハロー 参加者 420人

途 中 省 略

第28回 平成28年11. 29(火) 午後1時30分～4時10分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「命・大切に、 思うこと」 ○映画 「光射す空へ」	タレント 『稲川 淳二』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入貼ってはがせるペン&メモ 標語入ティッシュペーパー 参加者 618人
第29回 平成29年11. 28(火) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「自分らしく 生きる」 ○映画 「風の匂い」	ノンフィクション作家 『吉永 みち子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入ポイントカードケース 標語入ティッシュペーパー 参加者 557人
第30回 平成30年11. 26(月) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「一人ひとりが輝いて」 ○映画 「わっかカフェへようこそ」	弁護士 『住田 裕子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入クリーンケット 標語入ティッシュペーパー 参加者 571人
第31回 令和2年2. 7(金) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「ファインダー越しに 見た命の現場」 ○映画 「ありのまま生きる」	戦場カメラマン 『渡部 陽一』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入袋とじ丸 標語入ティッシュペーパー 参加者 585人
(令和2年度) (令和3年度)	新型コロナウイルス感染症対策のため中止 新型コロナウイルス感染症対策のため中止			
第32回 令和4年11. 29(金) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	(主催) 川口市・川口市教育委員会 川口市人権教育推進協議会 川口市PTA連合会	○講演 『はぐくもう！思いやりの心は 「ご近所の底力」』 ○映画 「いわれなき誹謗中傷 とのたたかい」	フリーキャスター 『堀尾 正明』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入エコバック 標語入ティッシュペーパー 参加者 279人
第33回 令和6年2. 7(水) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「おとな絵本の朗読会」 ○映画 「言葉があるから」	俳優・エッセイスト 『中井 貴恵』	市長挨拶 PTA連合会事務局長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入ダイナモライト 標語入ティッシュペーパー 参加者 433人

(ウ) 職 員 研 修(職員課 他)

(昭和61年度、一中略一、令和元～令和5年度)

年 度	対 象	方 法	目 的	主 な 内 容	備 考
昭和 61	部長職	講義 映画	同和問題について、正しい理解と認識を得、公務員として同和問題解決のため、適切な助言指導が常に行えるようにする。	○講義同和問題の現状と課題 ○映画・部落の歴史2・3巻	1回 17人
	主任までの職員				1,032人

途 中 省 略

令和 元	新採職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/2 1回 210人 講師 同対主幹
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/11他 10回 641人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/13 2回 83人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「ファインダー越しに見た命の現場」 ○DVD「ありのまま生きる」	2/7 1回 60人 講師 渡部 陽一
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/17 1回 159人 講師 同対主幹
令和 2	新採職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 199人 中止 資料配付のみ
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/25 3回 124人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/26 2回 88人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講義 ○DVD	新型コロナ感染対策のため 中止
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義	1/8 中止 資料配付のみ
令和 3	新採職員	オンデマンド	同 上	○講義「人権問題を考える」	4/1～4/7 209人 講師 同対主査
	課長補佐級	オンデマンド		○講義「現代の人権問題の課題」	8/13～9/3 453人 講師 県人権推進課 新井 茂登
	課長補佐級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」 変更統合（上記のオンデマンド研修に統合）	(8/26) (講師 藤田源市)
	区分なし	講演 DVD		○講演 ○DVD	新型コロナ感染対策のため 中止
	主事・技師昇任前職員	オンデマンド		○講義「人権問題を考える」	1/1～1/27 149人 講師 同対主査
令和 4	新採職員	講義	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/1 1回 192人 講師 同対主幹
	係長級	講義		○講義「暮らしの中の人権～理解から行動へ～」	8/15～9/15 732人 講師 県人権推進課 持田 倫武
	係長級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/22 1回 82人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「はぐくもう思いやりの心はご近所の底力」 ○DVD「いわれなき誹謗中傷との闘い」	11/29 1回 64人 講師 堀尾 正明
	主事・技師昇任前職員	オンデマンド		○講義「人権問題を考える」	12/6～1/12 101人 講師 同対主査
令和 5	新採職員	講義	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/4 1回 206人 講師 同対主査
	主任級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/11他 10回 641人 講師 県人権推進課 持田 倫武
	主任級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/23 1回 93人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「おとな絵本の朗読会」 ○DVD「言葉があるから」	2/7 1回 69人 講師 中井 貴恵
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/8～1/10 121人 講師 同対主査

(エ) 派遣研修

(令和5年度実績)

研 修 名	主 催	会 場 ・ 人 数	期 日 (実日数)
人権行政連絡会議	埼玉県	オンライン	4月19日
第21回人権フェスティバル	北足立郡市町同和対策推進協議会	鴻巣市文化センター 「クレアこうのす」 74名	10月20日
人権・同和問題研修会	北足立郡市町同和対策推進協議会	オンライン (志木市) 2名	10月27日
北足立地区人権教育研究集会	北足立地区人権教育研究集会実行委員会	フレンジア (川口市) 86名	1月24日
視察研修	北足立郡市町同和対策推進協議会	在日韓人歴史資料館 (東京都港区) 2名	2月1日
人権・同和問題研修会	埼玉人権啓発企業連絡会	浦和コルソ 1名	12月15日
企業トップクラス&公正採用 選考人権啓発推進員研修会	川口公共職業安定所	フレンジア (川口市) 3名	2月28日

(オ) 公正採用選考人権啓発推進員研修会

(昭和58, 59年度、一中略一、平成29～令和5年度)

開催日時	会場	主催・協賛・後援	内容	講師	市の出席者
S59年 1月20日(金) 午後1時00分	浦和 市民会館	(主)埼玉県労働部 川口・大宮・浦和 公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市他10市1町	○講演 「同和問題について」 ○事例発表「企業内における同和研修」 ○映画上映 「美しい季節」	埼玉県教育局 同和教育課長 関根 武義 日産ディーセル(株) 人事課長 榎原 靖彦	【労政課】 牧田主事 【福祉課】 中村係長
S59年 12月 7日(金) 午後1時30分	川口 青木会館	(主)埼玉県労働部 川口公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市・戸田市 蕨市・鳩ヶ谷市	○講演 「就職差別について」 ○映画上映 「太陽の涙」	埼玉県立川越 工業高校 進路指導主事 安田 嘉男	【労政課】 佐々木係長 【福祉課】 中村補佐

途中省略

平成30年 2月20日(火) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	○講演 「企業の社会的責任と身近にある人権課題」 ○ビデオ上映 「人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか」 100名	県人権推進課 専任講師 須藤 一郎	【総務課】 米澤副主幹 【経営支援課】 山野邊主任
平成31年 2月21日(木) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	○講演 「企業活動と身近な人権問題」 ○講義 「精神・発達障害しごと サポーター養成講座」 125名	県人権推進課 専任講師 新井 茂登	【総務課】 梶間副主幹 【経営支援課】 山野邊主任 【職員課】 吉川主任
令和2年 2月27日(木)	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	
令和3年 2月	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	
令和4年 2月	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】
令和5年 2月28日(火) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	○講演 「公正採用選考について」 ○DVD上映 「なぜ公正採用選考は基本なのか」 「想いの架け橋になる公正採用選考のために」 55名	川口公共職業安定所 専任講師 宮下	【総務課】 秋山主査 【経営支援課】 土亀主事 【職員課】 高頭主任
令和6年 2月28日(水) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンジア」	同 上	○講演 「暮らしの中の人権」 ○DVD上映 「ともに歩むために」 95名	県人権推進課 専任講師 持田 倫武	【総務課】 梶間参事 【経営支援課】 土亀主事 【職員課】 渡辺主事

(カ) 社会人権・同和教育

(令和5年度実績)

研修会等の名称	対 象	方法	目 標	主な内容	備考
人権問題 理解講座 (初級コース)	○一般市民 ○社会教育関係 団体	・講義 ・映画上映 ・資料配付 ・オンライン 動画視聴	○各公民館地区住民等を対象 に、人権尊重をテーマにした 学習機会を提供し、部落差別 をはじめとする様々な差別を 解消するための啓発を推進す る。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義	
人権問題 専門講座 (中級コース)	○一般市民 ○社会教育関係 団体 ○公民館職員	・講義 ・映画上映 ・資料配付 ・オンライン 動画視聴	○各施設利用団体リーダー及び 公民館職員等を対象に、基本 的人権を尊重する心や態度を 培うため、差別問題(部落差 別、一般差別)について正し い認識を深め、地域において 人権問題についての話合いの 核となる市民を養成する。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義 ○講師による講演 ○オンライン動画視聴	
社会人権教育 指導者養成講座 (上級コース)	○一般市民 ○市人推協委員 ○公民館職員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権啓発映画視聴 ○講師による講演 ○社会人権・同和教育の 推進 ○差別解消について ○常時、市民として、指 導者としてなすべきこ とを考える姿勢	(平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
PTA役員対象 人権教育研修会	各校・園の PTA役員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権教育映画視聴 ○地域・家庭における人 権・同和教育の推進 ○差別解消について	昭48年度 以降毎年実施 (平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
川口市人権教育 推進協議会委員 研修	川口市人権教育 推進協議会委員	・総会	○川口市における人権教育の推 進を図り、同和問題をはじめ とする様々な人権問題を解消 し、もって、明るい地域社会 の形成に寄与する。	○令和4年度事業報告等 及び令和5年度役員選 出等	
		・研修会	○様々な人権問題について、差 別の現実から具体的に学ぶこ とを通し、理解の深化と意識 の向上を図る。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義 ○講師による講演	総会に引き 続いて実施

(キ) 学校人権・同和教育

(令和5年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
人権教育主任研修会 【オンライン開催】	各校の人権教育主任	オンライン研修会	○人権教育主任が、校内研修の中心となって、研修・実践を推進できるように指導力の向上を図る。 ○人権教育上の課題等について周知する。	○講義 ・人権教育・同和教育の在り方について ・個別の人権課題 同和問題・外国人・性的指向・性自認 等 ・権教育DVDの紹介	1回 82人
人権教育理解研修会 【オンライン開催】	人権教育主任以外の教員	オンライン研修会	○同和問題をはじめとして様々な人権課題についての理解を図り、実践力と資質の向上を図る。 ○人権感覚育成プログラムの実践が出来るよう指導するとともに、部落差別解消法等の周知を図る。	○講義 ・人権教育について ・国・県・市の施策 ・個別の人権課題 同和問題・外国人・性的指向・性自認 等 ○人権感覚育成プログラムの演習	1回 80人 昭和49年度以降毎年実施
人権教育現地研修会	各校の人権教育担当者	現地研修	○現地見学を通して様々な人権問題を理解するとともに、今後の学校教育において、人権教育の中心的な役割を果たすため指導力の向上を図る	○同和問題についての講義 ・五反田会館について ・部落差別の実体験等 ○会場：さいたま市五反田会館	1回 41人
人権教育管理職研修会 【オンライン開催】	各校の教頭（隔年で校長と教頭）	オンライン研修会	○学校における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る。 ○人権教育主任のアドバイザーとして、研修、実践の推進を図る。	○オンラインによる講義 ・同和問題 ・児童虐待 ・性的指向・性自認 ・北朝鮮当局による拉致問題 ・ヤングケアラー	1回 82人 昭和59年度以降毎年実施
公立学校人権教育担当者研修会兼人権感覚育成指導者研修会 （県教委主催） 【オンライン開催】	小・中・高各校の人権教育担当	オンライン研修会	○人権教育担当の研修として各教科、領域における人権教育の展開を図る。 ○「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」の各学校での活用を促進するための指導者を養成する。	○人権感覚育成プログラムの活用・実践 ・人権感覚について ・アイスブレイキング ・人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集 ・自校の人権教育の推進	1回 20人
南部地区人権教育実践報告会	幼小中高等学校教員、公民館職員	研究協議実践報告	○人権教育に関する理論について研修し、実践方法資質の向上を図る。	○人権作文発表 ○部会ごとの研修 会場：響の森桶川市民ホール・さいたま文学館	1回 46人
人権教育校内研修会	各校教職員	講義 研究協議等	○教職員が人権啓発教育について正しい理解と人権感覚を身に付け指導力の高揚を図る。	会場：各市立学校実施学校82校	1回 2,300人

○川口市同和対策審議会条例

〔 昭和 5 4 年 8 月 2 2 日 〕
〔 条 例 第 2 7 号 〕

（設置）

第 1 条 同和対策の推進を図るため、川口市同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、同和対策に関する重要事項について、調査審議するとともに、市長に必要な提言を行なうことができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（ 1 ） 知識経験者

（ 2 ） 民間団体の代表者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第 8 条 審議会に、幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 4 日条例第 1 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

川口市同和対策審議会委員名簿

任期＝令和6年8月25日～令和9年8月24日（順不同）

委嘱区分	委 員 名	備 考
知 識 経 験 者	植木 竜太	再任 弁護士
	備藤 泰充	再任 人権擁護委員
	小林 友子	新任 人権擁護委員
	柴田 宏之	新任 社会教育委員
	嶋岡 一美	新任 公民館運営審議会委員(芝北公)
	石黒 淳明	新任 保護司
	新井 絹江	再任 民生委員・児童委員
	佐々木 小百合	新任 市内学校長（神根東小）
民間団体 の代表者	鈴木 真理子	新任 経済団体（川口商工会議所）
	矢作 雅美	再任 人権教育推進協議会会長

メ モ